

令和 7 年 3 月 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）
「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（周知依頼）

令和 6 年度補正予算による緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）については、令和 7 年 2 月 13 日付文書（日医発第 1926 号）等にてお知らせをしているところです。

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、事務連絡「緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（周知依頼）」が発出され、本会に周知依頼がございました。

本事務連絡では「緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）」に関する予算については令和 7 年度予算に繰り越した上で順次実施される予定であることが示され、具体的な内容は、今後、令和 7 年度事業の実施要綱等で示す予定とされております。

緊急支援パッケージの「生産性向上・職場環境整備等支援事業」は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に、所要の経費に相当する給付金が支給されることになり、令和 7 年 3 月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院・有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションが給付金の支給対象となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知をいただくとともに、貴会会員医療機関へ、ベースアップ評価料の令和 7 年 3 月 31 日までの届出をご検討いただきますよう、周知のご協力をお願い申し上げます。

日本医師会では、大幅に簡素化された様式を用いて 3 月中にベースアップ評価料の届出を行う医療機関に向け、届出書類の作成手順を解説した資料と動画をメンバーズルームに掲載しておりますので、あわせてご周知頂ければ幸いです。

（日本医師会メンバーズルーム）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

以 上

【添付資料】

- ・ 緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（周知依頼）（令和7年3月6日 厚生労働省医政局医療経営支援課）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3月末までの届出を是非ご検討ください（令和7年3月に届出を行う医療機関向けの説明用資料 日本医師会）

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 5 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）

「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（周知依頼）

日頃より、厚生労働行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

今般、令和6年度補正予算に計上した、いわゆる緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛に情報提供いたしましたので、貴会会員への周知の程、宜しく願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）

「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（情報提供）

日頃より、厚生労働行政についてご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和6年度補正予算に計上した、いわゆる緊急支援パッケージ（医療施設等経営強化緊急支援事業）については令和6年度事業の実施要綱をお示したところですが、本事業に関する予算については令和7年度予算に繰り越した上で順次実施することを予定しています。

今後、令和7年度事業の実施要綱等をお示しする予定ですが、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」については、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションを対象として、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に別紙の支給額に基づいた支援を行うこととしていますので情報提供いたします。

生産性向上・職場環境整備等支援事業 概要

下記内容は現時点の考え方を整理したものであり、具体的な内容は追って令和7年度事業の実施要綱等でお知らせする。

○支給対象

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている（※）病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

（※）本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届けたものと見なす。

○支給要件

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

（ICT機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

○支給額の算定方法

- （病院・有床診） 許可病床数 × 4万円
- （医科診療所） 1施設 × 18万円
- （歯科診療所） 1施設 × 18万円
- （訪問看護ST） 1施設 × 18万円

○留意事項

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

3月末までの届出を是非ご検討ください

【理由】

- ・届出様式の大幅な簡素化
- ・給付金支給の要件(3月末までの届出)
生産性向上・職場環境整備等支援事業

1

国の令和6年度補正予算において、例えば診療所であれば、1施設当たり18万円の給付金が支給されることになりました。

【支給を受ける要件】ベースアップ評価料 3/31までの届出が必要

- 令和7年1月10日付けで新たに事務連絡が示され、「**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されました。
※新しい届出書添付書類（Excel）には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。
- 基本的には、直近**1か月間の初・再診料等の算定回数を調べて頂くだけで**、届出書添付書類の作成が可能です。
- 医療機関からの人材流出を防ぐため、職員の賃上げの原資としてご活用ください。
(算定のためには、医療機関が持ち出しで賃上げする必要は全くありません)
- 届出・算定が少ないと次回診療報酬改定への悪影響が心配されます。



3月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討ください!!

2

作成のイメージ

1. 直近1か月間の初・再診料等の算定回数を入力(事前にレセコンで調べておく)

3月に届出の場合は、2月の初・再診料等の算定回数を調べる

(2月の算定回数が通常と大きく違う場合や、季節変動がある場合は、過去3か月間や半年間の平均等でも可)

(例)	1か月の算定回数	×	外来・在宅 ベースアップ評価料(1)	=	1ヶ月当たりの 算定金額
	初診料:100回	×	6点(初診時)	=	600点(6,000円)
	再診料:500回	×	2点(再診時)	=	1,000点(10,000円)
			合計		1,600点(16,000円)

初・再診料等の算定回数を入力すれば、
ベースアップ評価料の算定金額見込みは
自動計算される

2. 上記金額を1.165で割り、対象職員「全体」の賃金改善見込み額を設定

基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等(16.5%)が持ち出しにならないように、差し引いた金額

(例)	1ヶ月当たりの 算定金額	÷	1.165	=	対象職員全体の 賃金改善見込み額
	16,000円	÷	1.165	=	13,734円



- ・ 個々の対象職員の賃金や賃金改善見込み額を記載する必要はありません。
→ 職員に他の職員の給与額を知られないので、職員に作成を任せることができます
- ・ 対象職員の人数も記載する必要はありません。

3

3月中の届出の場合 全体の流れ

- (0) 2月分の初診料・再診料の算定回数をレセコン等で調べておく
- (1) 届出様式の書類(エクセル・ファイル)を厚労省のサイトからダウンロード
- (2) エクセルのシートに入力→計画書・届出書が自動作成される
- (3) 作成したエクセル・ファイルを電子メールで地方厚生(支)局の都道府県事務所の専用メールアドレスに送信する
 - 専用メールアドレスは、エクセルのシートに都道府県名を入力すると、表示される
(メールが困難なら、書面提出も可)
- (4) 3月中の届出→4月1日からベースアップ評価料の算定開始
4月分給与から賃上げ(評価料の対象職員への配分)開始

4

(1) 届出様式の書類（エクセル・ファイル）を厚生労働省のサイトからダウンロード

医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和7年1月にベースアップ評価料（I）専用届出様式を公開しました。この新しい様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

新しい様式はこちら

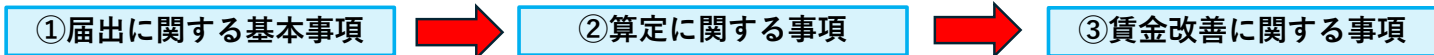
--- 中略 ---

厚生労働省 ベースアップ評価料 **検索** →

2. 届出様式（医療機関用）

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（I）のみを届出する場合（評価料I専用届出様式）
- ② 外来・在宅ベースアップ評価料（I）専用届出様式（Excel形式） [434KB] [Excel形式]
- ③ 上記以外の届出（従来届出様式）
- ④ ベースアップ評価料届出様式（Excel形式） [375KB] [Excel形式]

(2) エクセルのシートに入力



①届出に関する基本事項

別添「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、☑を記載すること

☑ 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式08により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

②届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード 0123456

保険医療機関名 ●●クリニック

所在地 都道府県 東京都

住所 文京区本駒込●●●●●●

開設者名 日医 太郎

連絡先 担当者氏名 日医 太郎

電話番号 03-XXXX-XXXX

2 届出を行う評価料（届出を行う項目に☑を記載すること）

☑ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

☐ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

3 届出年月日 令和 7 年 3 月 10 日

②算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 3 月

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月（原則として3月） 令和 7 年 3 月

5 外来・在宅ベースアップ評価料（I）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2~10参照

点数表の項目	算定回数
③ 初診料等	100 回
④ 再診料等	500 回
⑤ 訪問診療料（同一建物以外）	0 回
⑥ 訪問診療料（同一建物）	0 回
⑦ 初診料等	0 回
⑧ 再診料等	0 回
⑨ 歯科訪問診療料（同一建物以外）	0 回
⑩ 歯科訪問診療料（同一建物）	0 回

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額 0 円

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（I）等による算定金額の見込み 16,000 円

③賃金改善に関する事項

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7 年 3 月

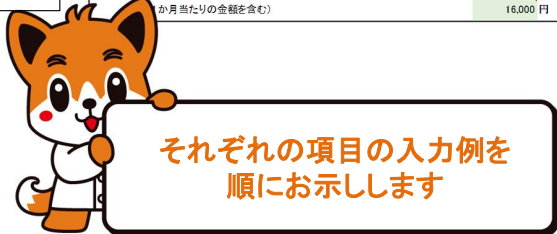
⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月（原則として3月） 令和 7 年 3 月

7 対象職員（全体）の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 13,750 円

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額（現時点で不明の場合は0と推定） 0 円

⑰ 法定福利費（事業主負担分等を含む）を含む増加額の目安 16,019 円



(2) エクセルのシート

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

忘れずにチェックしてください

以下について確認の上、☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
所在地	都道府県
住所	
開設者名	
連絡先	担当者氏名
	電話番号

2 届出を行う評価料 (届出を行う項目に☑を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 年 月 日

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 年 月

別添 計画書 届出書

23

① 届出に係る年度においてベースアップ

< > 別添 計画書 届出書 +

「別添」を選び、
下にスクロールしていく

7

「別添」シート記載例 ①「届出に関する基本事項」 (3月中の届出の場合)

別添

〔 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

忘れずにチェックしてください

以下について確認の上、☑を記載すること

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0123456
保険医療機関名	●●クリニック
所在地	都道府県
住所	東京都
開設者名	日医 太郎
連絡先	担当者氏名
	電話番号

2 届出を行う評価料 (届出を行う項目に☑を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 3 月 10 日

① 吹き出しの記載も参考にして、医療機関名等の基本事項を入力します。

② 医療機関が所在する都道府県を選択します。

届出様式提出先のメールアドレス！

base-up-hyoukaryou13@mhlw.go.jp

③ 届出様式を提出する厚生局のメールアドレスが自動的に表示されます。
(※このメールアドレスは、関東信越厚生局 東京事務所のメールアドレスです)

8

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」 (3月中の届出の場合)

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

- ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月
- ② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

選択してください

選択してください
(原則として3月)

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

【3月中の届出】

4 ベースアップ評価料算定期間

- ①算定開始月 令和7年4月
- ②算定終了月 令和8年3月

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」 (3月中の届出の場合)

5 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

	点数表の項目	算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	100 回
	④ 再診料等	500 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	0 回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	0 回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外)	回
	⑩ 歯科訪問診療料(同一建物)	回

レセコンで調べた直近1か月間(2月)の
③初診料
④再診料
等の算定回数を入力

1月分が通常と大きく違う場合、季節変動がある場合は、3カ月や1年間の平均でも可

前年度からの繰越がある場

⑪前年度からの繰越予定額
0円

自動計算され
記載不要です

⑫ベースアップ評価料の
算定金額見込みが
自動計算

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み

(⑪の1か月当たりの金額を含む)

16,000 円

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7 年 4 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にペア等による賃金改善を実施する必要がある。

選択してください
(原則として3月)

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

【3月中の届出】

6 賃金改善実施期間

⑬開始月 令和7年4月

⑭終了月 令和8年3月

⑫ ⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み
(⑪の1か月当たりの金額を含む)

記載不要です

16,000 円

⑫

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ ⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

対象職員全員の合計額
を記載してください

13,734 円

⑫ ÷ 1.165

⑯ ⑯に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)

0 円

⑯不明なら0円

(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

16,000 円

⑫以上に

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度に
始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

⑮と⑯の数字から自動計算
されるため記載不要です

⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等が、医療機関の持ち出しにならないように
⑮の計算方法 ⑫の金額を1.165で割って、小数点以下を切り上げた数字

「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安」

この欄は「(⑮+⑯) × 1.165」により自動計算される
この金額を⑫の金額以上にする

「計画書」及び「届出書」記載例

以上で「別添」の入力は完成です。入力が完了すると「計画書」及び「届出書」の緑の部分下記のように自動的に作成されますので、確認の上、あわせて厚生局にメールで提出します。

【計画書】完成例

資金改善計画書（令和 6 年度）

保険医療機関コード 0123456
保険医療機関名 ●●クリニック

I. 資金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間
(1) 資金改善実施期間 令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間 令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

(3) 算定金額の見込み	当年度の資金改善見込み額が算定金額と前年度からの繰越の合計に満たない場合に算定されます	16,000 円
(4) 翌年度への繰越予定額		0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	「別添」シートの㊸の数字が転記されます	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【(3)-(4)+(5)】		16,000 円

II-2. 当年度における対象職員の資金改善の見込み額【(1)の期間中】

(7) 全体の資金改善の見込み額	16,019 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】	16,000 円

III. 対象職員（全体）の資金改善の見込み額に係る事項

(9) 基本給等に係る資金改善の見込み額（1か月分）	14,720 円
----------------------------	----------

令和 7 年 2 月 10 日 開設者名： 日医 太郎

【届出書】完成例

令和7年度分ベースアップ評価料届出書

保険医療機関コード 0123456
又は保険薬局コード

連絡先
担当者氏名： 日医 太郎
電話番号： 03-XXXX-XXXX

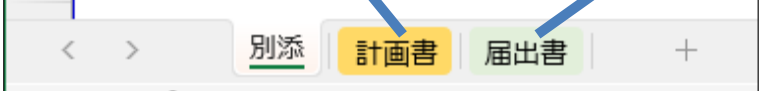
(届出事項)
外米・在宅ベースアップ評価料 (I)

届出内容
 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に反するものに限る。)を行ったことがないこと。
 当該届出を行う前6か月間において、健康増進法第1項及び同法第10条の2第1項に規定する法律第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為のなされたことがないこと。
 当該届出を行う前6か月間において、厚生労働省の定める入院患者数の算定方法及び医師等の員数の算定方法に關する関係医療機関でないこと。

届出について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 7 年 1 月 30 日
保険医療機関・保険薬局の所在地 東京都本駒込 ●-●-●
及び名称 ●●クリニック
開設者名 日医 太郎
関東信託厚生局長 殿

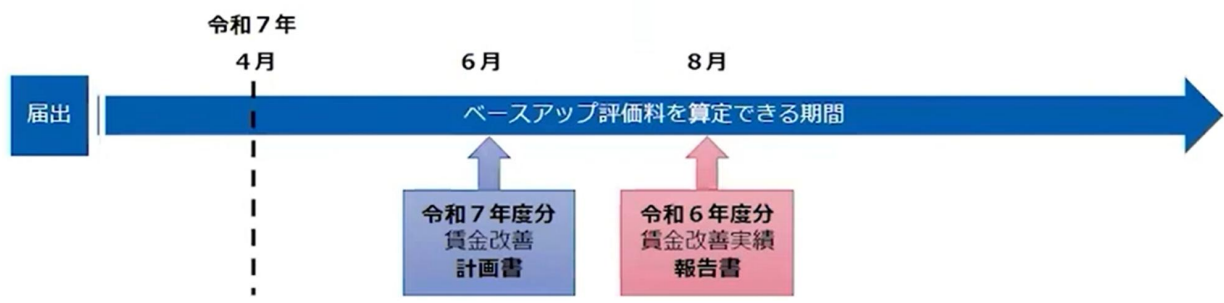
エクセルのシート



ベースアップ評価料届出後の流れ ベースアップ評価料 (I) のみを届出した場合

令和7年2月届出 → 3月：算定・賃上げ開始

令和7年6月30日までに 令和7年度分の資金改善計画書
令和7年8月31日までに 令和6年度分の資金改善実績報告書 を提出してください。



令和7年3月届出 → 4月：算定・賃上げ開始
令和7年度内に追加で提出する書類なし

その他の留意点等

● 診療所の手間を軽減する観点からは、以下のような対応が考えられます。

- パートの対象職員も勤務時間を常勤換算した上で対象職員に含める。また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は、「その他医療に従事する職員」として対象職員に含める。
- 職員ごとの分配方法
 - 最も簡単な方法：対象職員の賃上げは、全職員、同一の金額とする。
(パート職員については、常勤換算数に応じた金額とする。)
 - 面倒にはなるが、職員ごとに異なる賃上げ額としてもかまわない
- 賃金規程を見直し、「ベースアップ評価手当として支給すること」、「本手当は賞与の額に影響しないこと」、「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料をもとに支給されているため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことができること」等を規定する。

15

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料の届出見込みであれば、給付金の受領が可能に!!

- 国では賃上げ等のための生産性向上の取り組みを支援し、医療人材の確保・定着を図ることを目的に、令和6年度補正予算において「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を実施することを決め、ベースアップ評価料を算定している医療機関であれば、給付金の支給を受けることができることになりました。
(例えば、無床診療所で生産性向上・職場環境整備等の経費相当分として1施設当たり18万円)
- 日本医師会では、その対象の拡大を強く求めていましたが、このほど、令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所、無床診療所及び訪問看護事業所に加えて、同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所、無床診療所及び訪問看護事業者まで支給対象に含まれることになりました。

16

生産性向上・職場環境整備等支援事業 <概要>

支給対象

令和7年2月1日時点(※)でベースアップ評価料を届け出ている又は、同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護事業者

(※)令和6年度事業の場合、都道府県における事業化は早くとも本年2月1日以降が想定されるため

支給要件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合(いずれか(複数可))に所要の経費に相当する給付金を支給する

- ICT機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、臨床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- 給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

支給額の算定方法

- | | |
|----------|-----------|
| (病院・有床診) | 許可病床数×4万円 |
| (医科診療所) | 1施設×18万円 |
| (歯科診療所) | 1施設×18万円 |
| (訪問看護ST) | 1施設×18万円 |